

平賀イク家文書

宇都宮市にお住まいの平賀家から
寄託された四四八点の古文書の大部

分は、幕末から明治初期にかけて活躍した平賀慶寿が作成又は収集して保存されてきた文書群です。ここで、は、平賀慶寿の経歴を踏まえながら、彼の残した文書の幾つかを紹介します。

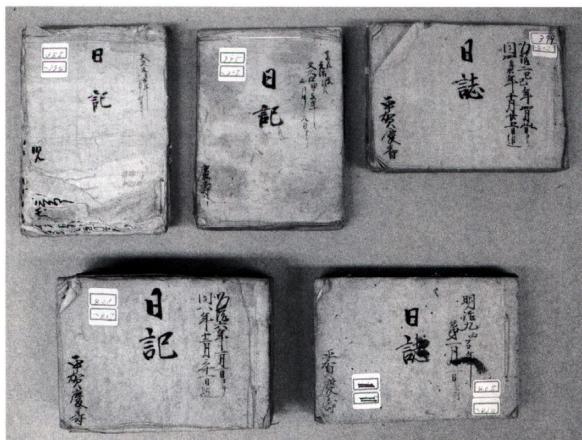


写真1 平賀慶寿日記

へ幕を張り知県事出張役所という門札掲げ」と、当時の緊迫した様子を記しています。日光県が設置されると、平賀もその一員として日光県の官吏となり、民政や治安維持に取り組みます。例えば、明治二年一二月には日光県戸籍掛御雇として支配下の村々のうち芳賀郡五十か村を巡回し、生活困窮者を調べて救民事業に携わりました（『窮民取調出役手控』史料番号三四）。また、明治四年にはイギリス人二名を日光から横浜まで送り届けています（『英國人式名日光県ヨリ神奈川県迄護送日記』史

日光県ヨリ神奈川県迄護送日記』史料番号三六)。

八二写真1)。また、彼はこの時期の日光東照宮に關する記録として、慶応元年に當まれた徳川家康公二百五十九御忌御法会次第略記』(史料番号一二)は「為後世記録之」と奥書があることから、後の世の参考にすることを意識して式の様子を詳細に書き残しています。

もう一つの平賀家文書の特色は、日光県が管轄した村々から提出させた絵図面を多数保管していることです。その第一は各村伍組絵図で、日光県は戸籍編成に合わせて、各村に五軒毎に組を作らせて伍長を選ばせる仕組みを作り、絵図面に書かせて提出を命じました。その伍組絵図が旧河内郡・芳賀郡・那須郡内の一五〇

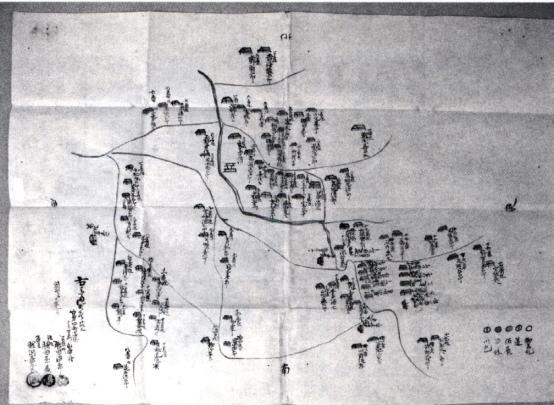
細に書き残しています。
もう一つの平賀家文書の特色は、
日光県が管轄した村々から提出させ
た絵図面を多数保管していることで
す。その第一は各村伍組絵図で、日
光県は戸籍編成に合わせて、各村に
五軒毎に組を作らせて伍長を選ばせ
る仕組みを作り、絵図面に書かせて

八二写真1）。また、彼はこの時期の日光東照宮に関する記録として、慶応元年に當まれた徳川家康公二百五十年忌法会を記録した『東照宮二百五十年忌御法会次第略記』（史料番号一二）は「為後世記録之」と奥書があることから、後の世の参考にすることを意識して式の様子を詳しく述べてある。この記録によると、この御法会は、日光街道沿いを中心とした宿村家並み絵図が「下徳次郎宿家並絵図」（史料番号六七）など十一か村分があり、極彩色の絵図です。第三に神社や寺院の境内図が數十カ所分あります（写真2）。第二は

警察関係の仕事を歴任します。明治六年栃木県官員録では等外四等懲役掛に名を連ね、その後宇都宮に移つて一等巡査等を歴任したのち退職しました。これらの履歴は『慶寿自身記』(史料番号一〇)として詳しく書き残しています。それに加えて、幕末維新期を生き抜いた証言ともいべき彼の公務記録が文久元年から明治九年まであります『日記』又は『日誌』史料番号三九五・四〇八(写真1)。また、彼はこの時期の日光東照宮に関する記録として、慶応元年に當まれた徳川家康公二百五十年忌法会を記録した『東照宮二百五回御忌御法会次第略記』(史料番号一二)は「為後世記録之」と奥書があることから、後の世の参考にすることを意識して式の様子を詳細に書き残しています。

もう一つの平賀家文書の特色は、日光県が管轄した村々から提出させた絵図面を多数保管していることです。その第一は各村伍組絵図で、日光県は戸籍編成に合わせて、各村に五軒毎に組を作らせて伍長を選ばせ、組を作り、絵図面に書かせて

余村分あります(写真2)。第二は日光街道沿いを中心とした宿村家並み絵図が「下徳次郎宿家並絵図」(史料番号六七)など十一か村分があり、極彩色の絵図です。第三に神社や寺院の境内図が数十カ所分があり、これは各寺社の境内、境外及び墓所等の面積を書き上げさせた図面です。この三種類の絵図面は、何れも名主等村役人の連署で明治四年頃に日光県に報告されたものであったが、日光県の消滅と共に平賀慶寿の手元に残されたものと推測されます。



警察関係の仕事を歴任します。明治六年栃木県官員録では等外四等懲役掛に名を連ね、その後宇都宮に移つて一等巡查等を歴任したのち退職しました。これらの履歴は『慶寿自身記』（史料番号一〇）として詳しく書き残しています。それに加えて、幕末維新期を生き抜いた証言ともいいうべき彼の公務記録が文久元年から明治九年まであります（『日記』又は『日誌』史料番号三九五）四〇八二写真1）。また、彼はこの時期の日光東照宮に関する記録として、

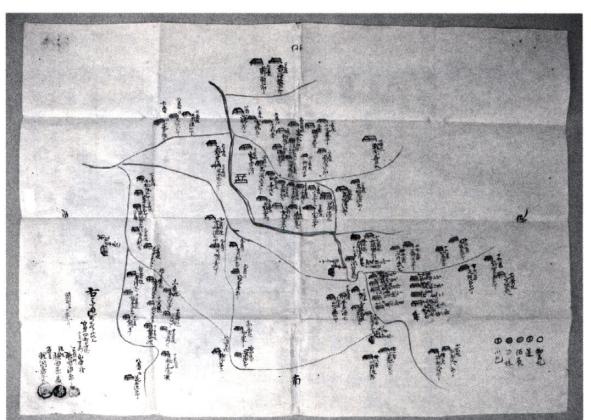


写真2 山本村伍組龜絵図面 (No.324)

(仲田
凱男)